

<b>Title</b>	原発事故被害者集団訴訟 7 判決と「ふるさとの喪失」被害
<b>Author</b>	除本, 理史
<b>Citation</b>	経営研究. 69(3-4); 17-32
<b>Issue Date</b>	2019-02-28
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

# 原発事故被害者集団訴訟 7 判決と 「ふるさとの喪失」被害

## 除 本 理 史

### 目次

はじめに

1 集団訴訟 7 判決に関する検討

2 原発事故による「ふるさとの喪失」をどう償うべきか

おわりに

### はじめに

福島原発事故の発生から 8 年が経とうとしている。政府はこれまで、除染やインフラ復旧・整備などの復興政策を進めてきたが、今も被害が収束したとはいえない。その一方で、賠償や支援策は打ち切れつつある。2017 年春、帰還困難区域等を除いて避難指示が解除された。解除された地域では、2018 年 3 月までで慰謝料の賠償が終了した。また、避難者に対する仮設住宅の提供も順次終了へ向かっている。

こうしたなかで、2017 年 3 月以降、原発事故被害者の集団訴訟で複数の判決が出されている。これらの訴訟は、国や東京電力（以下、東電）の責任を追及するとともに、深刻な被害実態を踏まえ、損害賠償や環境の原状回復を求めるものだ。また、原告本人の救済にとどまらず、復興政策のあり方を転換していくことも目標とされている。提訴は北海道から九州まで 20 の地裁・支部に及び、原告数は 1 万 2000 人を超えた<sup>1)</sup>。

集団訴訟における大きな争点の 1 つに、「ふるさとの喪失」被害の評価がある。筆者は 2011 年からこの問題について複数の論稿を発表しているが、現地調査を重ね、日本環境会議（JEC）福島原発事故賠償問題研究会などの場で議論を深めることで、筆者の考察も発展してきている。そこで本稿では、これまで出された集団訴訟の 7 判決を検討するとともに、「ふるさとの喪失」被害についてあらためて論じたい<sup>2)</sup>。

## 1 集団訴訟7判決に関する検討

### 1.1 損害認定の前進と限界

原発事故被害者の集団訴訟において、2017年3月以降、約1年間で7つの判決が言い渡された(表1)<sup>3)</sup>。集団訴訟の取り組みは、当事者が声をあげることで、賠償制度の問題点を明らかにし、被害の実態を浮かびあがらせていくという意義をもつ。

多少の温度差はあるものの、すべての判決に共通するのは、原子力損害賠償紛争審査会(以下、原賠審)の賠償指針や東電の基準にとらわれず、裁判所が独自に判断して損害を認定するという姿勢が貫かれていることだ。2017年3月の前橋地裁判決は、避難指示区域外の「自主避難」(区域外避難)の相当性を認めた。これは集団訴訟での初の判決として、大きな意味をもつ。「ふるさとの喪失」被害(次節参照)についても、千葉地裁、東京地裁(2018年2月)、福島地裁いわき支部が慰謝料の対象として認めた。

このように、現在の指針・基準では償えない損害があることを、司法が独自に認定して、賠償を命じる流れは定着しつつある。このことは積極的に評価すべきだが、問題も多く残されている。

何よりも、賠償認容額が指針・基準の枠を大きく超えず、全体として低い水準にとどまっていることがまず大きな問題である。請求額に対して数%から1割程度しか認められていない。

避難指示区域外の慰謝料はとくに低額である。たとえば、2017年10月に出された「生業訴訟」の福島地裁判決では、区域外の慰謝料は1人あたり1万~16万円にとどまる。ただし、

表1 集団訴訟の地裁判決

地裁	前橋地裁	千葉地裁	福島地裁	東京地裁
判決日(年/月/日)	2017/3/17	2017/9/22	2017/10/10	2018/2/7
原告数	137人	45人	3824人	321人
国の責任(国家賠償責任)	認める	認めない(ただし津波の予見可能性は認定)	認める	-(国を被告としていない)
東電の賠償責任	賠償責任あり(原賠法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題点を指摘	(判断しない)	津波対策の問題点を指摘	(争点となっていない)
賠償認容額	3855万円	3億7600万円	4億9795万円	10億9560万円
地裁	京都地裁	東京地裁	福島地裁いわき支部	
判決日	2018/3/15	2018/3/16	2018/3/22	
原告数	174人	47人	216人	
国の責任	認める	認める	-(国を被告としていない)	
東電の賠償責任	賠償責任あり(原賠法の無過失責任による)			
東電の過失等	津波対策の問題点を指摘	津波対策の問題点を指摘	故意・重過失は認めない	
賠償認容額	約1.1億円	5924万円	6億1240万円	

出所：各地裁判決などより筆者作成。

現在の賠償基準から外れている茨城県でも、一部地域で少額とはいえ賠償が認められたことは注目されてよい。

## 1.2 「ふるさとの喪失」被害の評価をめぐって

「ふるさとの喪失」被害についても、司法が被害者の訴えを正面から受け止めたとはいえない。避難指示が解除された地域にも慰謝料が認められつつあるのは前進といえるが、認容額という点では、深刻な損害の評価が必ずしも十分でない。

注意しなければならないのは、避難元における「ふるさとの喪失」と、避難先で生じた被害とは、別個の被害だという点である。避難元にあった生活利益の喪失に対応する「ふるさと喪失の慰謝料」<sup>4)</sup>と、自宅を離れたため生じた日常生活阻害などに対応する避難慰謝料とは、明確に区別されるべきだ。若林三奈が指摘するとおり、たとえ非財産的損害・慰謝料であっても、互いに区別すべき異質な損害事実があれば、それぞれを項目化していく必要がある（若林，2018a）。この点を中心に、これまでの判決を検討したい。

慰謝料の項目化に近い考え方をとったのが、千葉地裁判決である。同判決は、精神的損害を「避難生活に伴う慰謝料」と「避難生活に伴う精神的苦痛以外の精神的苦痛に係る慰謝料」とに大別した。そして後者について、原陪審の中間指針第4次追補における、いわゆる「故郷喪失慰謝料」を取り上げつつ、「従前暮らしていた生活の本拠や、自己の人格を形成、発展させていく地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したことによる精神的苦痛という要素が大きく、これらに係る損害は必ずしも避難生活に伴う慰謝料では填補しきれないものであるといえる」とした。

これは「ふるさと喪失の慰謝料」を（事実上）独立の項目として評価し、賠償を認めたものといえる（吉村，2018，230-231頁）。認容額は50万～1000万円だが、300万円台が比較的多い（認容額はすべて1人あたり）。

ただし、いくつかの問題点も指摘される。「ふるさと喪失の慰謝料」は本来、精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまるものではない。「ふるさとの喪失」のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害に対する償いとして位置づけられるべきである（次節参照）。

また千葉地裁判決は、第4次追補の「故郷喪失慰謝料」が「ふるさと喪失の慰謝料」に一部対応するとして、帰還困難区域の原告についてはその既払分を控除している。しかし、筆者が指摘してきたように、第4次追補の「故郷喪失慰謝料」は実質的に避難慰謝料（東電が支払ってきた月額10万円の慰謝料）のまとめ払いと考えられ、異質な被害に対する「ふるさと喪失の慰謝料」と相殺するのは妥当でない。この避難慰謝料は、避難者の精神的苦痛のうち、避難先における日常生活阻害や、将来見通しが立たないことからくる不安に対応するものであり、避難元における「ふるさとの喪失」被害まで包摂しているとするのは無理がある（除本，2015）。

千葉に続く「生業訴訟」の福島地裁判決も、「『ふるさと喪失』損害」に言及している。しかし、これは筆者のいう「ふるさと喪失の慰謝料」とはまったく異なる。

同判決は、「ふるさとの喪失」をあくまで平穏生活権侵害の一考慮要素としており、避難元に戻れないことが明らかになった段階で、避難慰謝料の将来分を一括で受け取ることを「『ふるさと喪失』損害」と呼んでいる（吉村，2018，229頁）。だが、前述のように、避難慰謝料のまとめ払いをもって「ふるさと喪失の慰謝料」に代えることはできない。また、避難先での住宅再建などによって、前者が後者に単純に切り替わるわけでもなく、両損害は少なくとも一定期間、並存することがありうる。福島地裁判決は「ふるさとの喪失」に関して、千葉地裁より大きく後退しているといえよう。

なお、千葉地裁以降も、東京地裁（2018年2月）、福島地裁いわき支部は、「ふるさとの喪失」を慰謝料の要素として認め、既払分を超える賠償を命じた（認容額は前者が300万円、後者が区域により150万または70万円）。ただし、千葉地裁のような慰謝料の“項目化”を行っているわけではない。

このように、避難指示区域等に関しては、「ふるさと喪失の慰謝料」が裁判で一部認められつつある。しかし、原告の請求に比べれば認容額は低く、被害者の訴えが正面から受け止められたとはいいがたい。

以上を踏まえれば、今後の課題として次のような点が浮かびあがる。第1は、被害の実態をより具体的に解明し理論化するとともに、慰謝料の定量的評価についても検討を進めることである。第2に、「ふるさとの喪失」被害論を区域外に拡張していく際の論点についても、さらに検討を深めていく必要がある。「ふるさとの喪失」はこれまで、地域丸ごとの避難を強いられた避難指示区域等を中心に論じられてきた。しかし、当該区域外であっても、被害者が避難を選択した場合には、避難元における生産・生活の諸条件から切り離されたという点で、区域内と異なるところはない。被災地に住む滞在者の場合も、地域社会の変容や自然とのふれあいに対する制約など、包括的生活利益の毀損が生じていると考えられる。

### 1.3 国と東電の責任

集団訴訟では、事故をめぐる国と東電の責任も問われている。

判決が出された7つの訴訟のうち、南相馬市小高区の住民等による訴訟（2018年2月の東京地裁判決）と、福島地裁いわき支部の避難者訴訟の2つは国を被告としていない。それらを除く5件の裁判で、千葉地裁は国の責任を認めなかったが、他の4地裁はこれを認めている。いずれも、事故につながる津波は予見できたし事故は防ぐことができた、という判断を下したのである。

一方、東電については、原賠法の定める無過失責任に基づいて、賠償責任を認定する判断が定着している。原賠法の無過失責任は、被害者の救済を図るために、故意・過失の立証を不要

とする仕組みだが、それが逆に責任の検証を妨げていることも事実である。原告側は民法上の一般不法行為責任を追及し、過失の認定を求めていたが（上記の小高区住民の訴訟を除く）、いずれの判決もこれを退けた。

ただし、前橋地裁は慰謝料の増額事由として、対策を怠った東電に「特に非難するに値する事実」があると認めた。それ以降は、故意や重過失は認められていないが、その場合でも東電の津波対策の問題点を指摘している判決がある。

このように、千葉を除く4判決は、国と電力会社の安全対策に問題があったことを示した。今回のような事故を二度と起こさないためにも、こうした司法判断を政策の見直しにつなげていく必要がある。

#### 1.4 政府の復興政策を問う

事故の責任を明らかにすることは、復興政策の問題点を改善する方向に道をひらくことにもなる。政府は、自然災害において家屋など個人財産の補償は行われるべきではなく、自己責任が原則だという立場にたつ（山崎，2001，107頁；同，2013，231頁）。そのため復興政策では、個人に直接届く支援施策よりも、インフラ復旧・整備などが優先される傾向がある。

宮入興一が指摘するように、東日本大震災における復興財政の特徴は、ハードの公共事業に重点が置かれる一方、被災者支援に充当されている割合が低いことである（宮入，2015，3-4頁）。とくに福島では、除染という土木事業が大規模に実施されてきた（Fujimoto，2017；藤原・除本，2018）。

このような復興政策は、さまざまなアンバランスをもたらす（除本，2016，170-176頁）。たとえば、復興政策の「恩恵」を受けやすい業種と、そうでない業種の格差がある。復興需要は建設業に偏り、雇用の面でも関連分野に求人が集中する。また、被災者の置かれた状況によっても、違いが出てくる。避難指示が解除されても、医療や教育などの回復が遅れているため、医療・介護ニーズが高い人や、子育て世代が戻れないという傾向がみられる。避難者が戻れなければ、小売業のように地元住民を相手にしていた業種では、事業再開が困難になる。

こうしたアンバランスを克服するためには、被災者それぞれの事情に応じたきめ細かな支援策が不可欠である。しかし、現在の復興政策は、この点で弱さを抱えている。

復興政策を改善していくうえで、国と東電の責任解明が重要な意味をもつ。これは、戦後日本の公害問題を振り返れば明らかだ。たとえば、四日市公害訴訟の原告はたった9人であった。裁判で加害企業の法的責任が明らかになったことから、1973年に公害健康被害補償法がつけられ、10万人以上の大気汚染被害者の救済が実現した。

このように、公害・環境訴訟は原告本人の救済にとどまらない政策形成機能をもつ（淡路ほか編，2012）。原発事故被害者の集団訴訟も、この経験を踏まえて、賠償と復興政策の見直しと、それを通じた幅広い被害者の救済をめざしている。

福島原発事故は、自然災害の作用とともに、政府の規制権限不行使や電力会社の対策不備が引き起こした人災であり、公害事件である。こうした事故をくりかえさず、被災者の権利回復を主軸とする「人間の復興」へと政策を転換していくためにも、司法などの場で国と東電の責任を明らかにすることが求められる。

## 2 原発事故による「ふるさとの喪失」をどう償うべきか

### 2.1 「ふるさとの喪失」被害とは何か

次に、「ふるさとの喪失」の賠償と被害回復について検討したい。この被害に対する評価が不十分であることが、現在の原発事故賠償における重大な欠落となっているからである。

2011年3月の福島原発事故によって、大量の放射性物質が飛散し、深刻な環境汚染が生じた。事故後、9町村が役場機能を他の自治体に移転し、広い範囲で社会経済的機能が麻痺した。

住民の避難によって、被ばくはある程度避けられた。その一方で、避難者は、居住地での生業や暮らしを支えてきた諸条件から切り離されることになった。

大規模な避難は、地域社会に大きな打撃を与えた。避難が一時的で、汚染の影響も残らなければ、地域社会への打撃はそれほど大きくないであろう。しかし、避難が長期化すると、被害の回復はそれだけ難しくなり、「ふるさとの喪失」と呼ぶべき被害が拡大する（除本，2016，21-80頁）。

ここでの「ふるさと」とは単に“昔すごした懐かしい場所”という意味にとどまらず、人びとが日常生活を送り生業を営んでいた場としての“地域”をさしている。地域のなかで人びとがとりむすんできた社会関係や、営みの蓄積が失われ、自治体は存続の危機に直面している。

「ふるさとの喪失」被害は、地域、および個別の避難者という2つのレベルから捉えられる。単に個人が避難したことによる被害にとどまらず、避難元の地域全体が受けた被害を媒介に、個別の避難者へと被害が及ぶという連関が重要だからである。そこでは、地域レベルの被害と個人の被害が二重に発生しているのである。

まず第1に、地域レベルでみた「ふるさとの喪失」とは、原発避難により「自治の単位」としての地域が回復困難な被害を受け、そこでとりむすばれていた住民・団体・企業などの社会関係（いわゆるコミュニティはその一部）、および、それを通じて人びとが行ってきた活動の蓄積と成果が失われることである<sup>5)</sup>。

人間の生活は、人間と自然の物質代謝過程として捉えることができる。自然的・歴史的条件のもと、この過程を通じて場所ごとに異なる独自の生活様式と文化が生み出される（中村，2004，59頁）。地域ごとの風土、文化、歴史、その積み重ねにより、地域の固有性が形成されていく。こうして、地域には長期継承性と固有性という特徴が刻まれるのである。

第2に、避難者からみた「ふるさとの喪失」は、避難元の地域にあった生産・生活の諸条件を失ったことを意味する。生産・生活の諸条件とは、日常生活と生業を営むために必要なあら



ゆる条件であり、人間が日々年々の営み（自然との間の物質代謝）を通じて作りあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切をさす。

それらを抽象化すれば、「自然環境、経済、文化（社会・政治）」と整理される。一定の範囲にこれらが一体のものとして存在することで、地域は人間の生活空間として機能する（中村，2004，60 頁）。具体的にいえば、放射能汚染のない環境、ある程度の収入、生活物資、医療・福祉・教育サービスなどが手の届く範囲になれば、私たちは暮らしていくことができない。

大森正之は、ここで述べたこととほぼ等しい内容を「地域社会を構成する資源・資本群」の総体、と表現している。その構成要素として、①個々の住民のもつ知識・技能・熟練などの人的資本／資源、②住民同士の関係性が織りなす社会関係資本／資源、③私的に所有される物的資本や家産、④公的に管理される社会資本／資源、⑤文化資本／資源（有形無形の歴史的文化的財）、⑥自然資本／資源、が挙げられる（大森，2016，84-85 頁）。この整理は、生産・生活の諸条件の内容を示すものとしてわかりやすいであろう。

## 2.2 包括的生活利益の侵害

避難者からみた「ふるさとの喪失」被害は、法的にどう表現されるか。淡路剛久によれば、原発事故による被害は「地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと」「平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたこと」である。これは住民の「包括的生活利益としての平穏生活権（包括的平穏生活権）」に対する侵害である。この法的利益の重要な構成部分として、住民がコミュニティの成員になることによって享受できる「地域生活利益」が挙げられる。具体的には、①生活費代替機能、②相互扶助・共助・福祉機能、③行政代替・補完機能、④人格発展機能、⑤環境保全・自然維持機能、といった利益がそこに含まれる（淡路，2015，21-25 頁）。

コミュニティ（社会関係資本／資源に含まれる）の具体的な形態の 1 つとして、福島県では「行政区」という単位が広くみられる。行政区は住民の「生活の単位」であると同時に、行政にとっては、施策を実施する際の「基礎的調整機関」でもある（磯野，2015，257 頁）。

筆者が調査してきた飯舘村には 20 の行政区があり、これらはおおむね、近世の村がもとになって成立している（飯舘村史編纂委員会，1979，185-190 頁）。よく知られるのは、1990 年代に村の第 4 次総合振興計画がつくられた際、行政区ごとに地区別計画策定委員会が設けられたことである。ワークショップなどを通じて具体的な計画が練りあげられ、村は行政区に対して事業費を補助し、地区別計画の事業化を促した（松野，2011，73-96 頁；千葉・松野，2012，83-87 頁）。行政区のこうした機能は、コミュニティの「行政代替・補完機能」の一例だといえる。

生産・生活の諸条件には、長期継承性、固有性という特徴をもつものがある。それらは、代



替物の再生産が困難であり、したがって被害回復も難しい。たとえば3代100年かけてつくりあげてきた農地、家業などは、簡単に代替りのものを手に入れることができない。地域の伝統、文化、コミュニティなども同様である。これらの剥奪や途絶は、不可逆的かつ代替不能な絶対的損失である<sup>6)</sup>。

避難先で事故前の暮らしを回復することはできないから、避難者は深い喪失感を抱くことになる。避難元の地域から切り離されたことによる精神的ダメージは、自死につながる場合もある。

川俣町山木屋地区に居住していた女性（以下、Aと表記）の自死事件で、福島地裁は2014年8月26日に判決を言い渡した<sup>7)</sup>。同判決は、「Aは、本件事故発生までの約58年にわたり、山木屋で生活をするという法的保護に値する利益を一年一年積み重ねてきた」としたうえで、避難生活による心身のストレスにくわえ、「このような避難生活の最期に、Aが山木屋の自宅に帰宅した際に感じた喜びと、その後感じたであろう展望の見えない避難生活へ戻らなければならない絶望、そして58年余の間生まれ育った地で自ら死を選択することとした精神的苦痛は、容易に想像し難く、極めて大きなものであったことが推認できる」と述べている。地域における平穏な日常生活を「法的保護に値する利益」と認め、それを奪われれば自死を招くほどの深い喪失感を与えるとしたこの判断は、きわめて大きな意義をもつ。

### 2.3 「ふるさとの変質、変容」被害

「ふるさとの喪失」は避難者だけの被害ではない。帰還した人や滞在者の「ふるさとの変質、変容」をも含めて考える必要がある。

2014年4月以降、避難指示の解除が進み、2017年春には3万2000人に対する指示が解かれた。しかし、住民帰還の見通しはそれほど明るくない。役場を戻し、事故収束、廃炉、除染などの作業で人口が流入したとしても、住民が入れ替わってしまえば、事故前のコミュニティは回復しない。原発事故によってひとたび住民の大規模な避難がなされると、地域社会を元どおりに回復するのはきわめて困難である。住民が避難元に戻っても、「ふるさとの喪失」被害が解消されるわけではない。

### 2.4 「ふるさとの喪失」被害の回復措置

「ふるさとの喪失」被害の回復には、次の3つの措置がいずれも必要である。

第1は、地域レベルの回復措置であり、国や自治体の復興政策がそれにあたる。この主軸をなすのは、除染やインフラ復旧・整備などの公共事業である。しかし、これらの施策を通じて、避難元で事故前の暮らしを取り戻すのは困難だということも明らかになりつつある。

第2に、地域レベルでの原状回復が困難であれば個々の住民に「ふるさとの喪失」被害が生じるが、そのうち財産的な損害（財物の価値減少、出費の増加、逸失利益を含む）は金銭賠償による回復が可能である。たとえば土地・家屋は、経済活動や居住のスペースとしてみれば、

表2 「ふるさとの喪失」被害の回復措置

	① 地域レベルでの被害回復措置(原状回復に準ずる措置)	② 個別の被害者に対する措置	
		③ 金銭賠償で比較的容易に回復可能な被害	④ 絶対的損失に対する償い
土地・建物	除染	再取得の費用を賠償	「ふるさと喪失の慰謝料」
景観	維持・管理	事業者の利益に反映されていた場合などに減収分を填補	
コミュニティ	セカンドタウン、二重の住民登録、帰還政策	コミュニティの諸機能に代わる財・サービスの費用を賠償	
諸要素の一体性	除染、帰還政策など		

出所：筆者作成。

再取得価格の賠償を通じて回復しうる。

しかし第3に、金銭賠償による原状回復が困難な被害も多い。つまり、不可逆的で代替不能な絶対的損失が重要な位置を占めるのであり、その点が「ふるさとの喪失」被害の特徴である。この絶対的損失に対する償いが「ふるさと喪失の慰謝料」である。

したがって、「ふるさと喪失の慰謝料」は精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまるものではない。「ふるさとの喪失」被害のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な、あらゆる被害（財産的／非財産的損害）<sup>8)</sup>に対する償いと捉えるべきである。

以上に述べた諸措置を表2にまとめた。ここに示した「土地・建物」「景観」「コミュニティ」はあくまで、生産・生活の諸条件を構成する要素の例である。ただし、後述のように、これらは長期継承性、地域固有性をもつため、金銭賠償を通じて原状回復をすることが難しい。これらの要素を掲げたのは、そうした特徴をもつ要素の典型例といえるからである。

表2に示した地域レベルの回復措置（①）と、個人レベルの回復措置（②）は、代替関係にある。地域レベルの原状回復が可能であれば、②は不要である。ただし、前述のように地域レベルでの完全な原状回復は困難であるため、①と②はともに実施される必要がある。また②のうち、③と④は対象が異なるため、相互に補完関係にある。したがって、①③④の諸措置を並行して進めることによって、被害回復を図らなければならない。

## 2.5 「ふるさと喪失の慰謝料」—— 絶対的損失に対する償い

「ふるさと喪失の慰謝料」とは、以上で述べたとおり、原発事故で損なわれた包括的生活利益のうち、復興政策と金銭賠償では原状回復の困難な一切の絶対的損失を償うものである。では、この絶対的損失にはどのようなものが含まれるか。

第1は、長期継承性、地域固有性のある要素であり、代々受け継がれる土地や家屋、地域固有の景観、コミュニティなどがその典型例である。これらについて、代替物の取得により原状回復を図るのが困難なのは明らかである。

たとえば土地は、経済活動や居住のスペースとしては、元手さえあれば避難先で回復可能で

ある。しかし、本件被害地域では、土地は先祖から引き継がれ、次の世代へと受け渡していくものだという意識が強い。

震災前、飯舘村で専業農家の後継者の道を選択した30歳代の男性は、次のように述べている。「自分の持っている土地っていうのは、自分の所有物じゃなくて、受け継いできたものなのです。金銭だけで扱えるものではないんです」。「『しょうがない、諦めればいい』って、そんなマンションを手放すのと違うよってことなんですけれど」(千葉・松野, 2012, 188頁, 190頁)。このように、代々受け継がれる土地や家屋は、容易に代替りのものを入手することはできないから、代替性が乏しいと解すべきであろう。

第2は、個々の財産的な損害について賠償がなされたとしても、それでは埋め合わせることのできない「残余」の被害である。こうした「残余」が生じるのは、地域が各種の要素の「複合体」であって個別の要素に還元できないことによる。「残余」というと、あまり重要でないように思われるかもしれない。しかし、次の理由から、この被害を決して過小評価すべきではない。

地域における生産・生活の諸条件は、大森正之による前述の整理のように各種の資本/資源からなるが、人びとの暮らしはこれらの個別要素に還元することはできない。生産・生活の諸条件を構成する各要素は、単体ではなくて、複合的に組み合わせり一体となって機能している。

たとえば家屋は、単に私的な居住スペースではなく、大都市部とは異なってコミュニティに開かれた住民の交流の場でもあった。前述した自死事件の判決は、「Aにとって山木屋やそこに建築した自宅は、単に生まれ育った場や生活の場としての意味だけではなく、原告X<sub>1</sub>〔Aの夫〕と共に家族としての共同体をつくり上げ、家族の基盤をつくり、A自身が最も平穏に生活することができる場所であったとともに、密接な地域社会とのつながりを形成し、家族以外との交流を持つ場所でもあったといえることができる」と述べている。Aさんの「自宅」は2000年に建てられたもので、長期継承性を有するわけではない。そうであっても、判決が指摘するようにAさんの自宅は単なる居住スペースではなく、地域のコミュニティなど、複数の要素が一体となって機能することで生じる意味の広がり(いわば個別要素のもつ「ふくらみ」)があり、それが住民の生活利益のなかで重要な位置を占めていたのである。

この「ふくらみ」こそが、個別要素の金銭賠償では回復できない「残余」である。諸要素の一体性を捨象できるのであれば、個別要素の損害評価により被害の総体を捉えることができるかもしれない。しかし、上記判決にも示されているように、複数の要素の相互関連が重要な意味をもっていた。したがって、本件事故被害を個別要素に分解し評価する手法は重大な欠落をとまうのであり、包括的・総体的な損害把握が不可欠なのである(吉村, 2012)<sup>9)</sup>。

## 2.6 農業的地域における生業と暮らしの多面性

次に本項と次項で、とくに諸要素の一体性という観点から、絶対的損失の典型的事例をいく

つか示しておきたい。

福島原発事故の被害地域は、自然が豊かであり農業的な色彩が強い。「自然環境」という要素は、農業の基盤などとして「経済」とも深く結びついている。農地の開墾、土壌改良などの長期にわたる労働の蓄積として、生業の基盤がつくられてきた。こうした生業の基盤は私有地内にだけ存在するのではない。周囲の自然環境と一体になってはじめて機能する。また、農業用水の管理などでは、地域のコミュニティによる共同作業が重要な役割を果たす（つまり地域の「社会」領域とも関連している）。

このような諸要素の一体性は、たとえば農業・農村のもつ「多面的機能」（環境・景観の保全、伝統・文化の継承、レクリエーションなど）といった言葉で表現されている。農業・農村は、こうした多様な機能・役割からなる「束」である。農業の被害を考える場合、食料生産機能やそれによる貨幣所得だけをみるのでは一面的であり、「多面的機能」を総合的に評価しなくてはならない。

このことは狭い意味での「農業」に限られない。筆者が聞き取りをした旧避難指示区域の事業者（以下、Bと表記）の例を紹介しよう<sup>10</sup>。Bさんは、震災前に味噌製造販売業を営んでいたが、その生業や暮らしを「農的生活」と表現している。これは、周囲の自然環境をいかして、季節ごとの自然の恵みや景観的価値を家業と結びつけていたことをさす。

周囲の自然の恵みは、旬の野菜はもちろん、フキノトウ、ミョウガ、ヨモギ、タケノコ、ウメ、イチジク、カリン、ブルーベリー、カキ、クリなど多様であり、Bさんはそれらを商品にそえていた。これはあまり経費を要しないが、顧客には喜ばれていた。また、店舗周辺にハーブ園、庭園、竹林などを整備し、訪問客が散策できるようにしていた。こうしてBさんは、周囲の自然環境をたくみに利用することで、顧客満足を高めていたのである。

Bさんの家業は代々継承されてきたものであり、またBさん自身が地域の諸活動に積極的に参加することで、住民の信頼を得てきた。そうした信用が商売にも役立ってきた。地域のコミュニティが商圏であり、それが代々の信用に裏打ちされているのである（販売先は双葉郡に限らず、東京の飲食店などとの取引もあった）。くわえて、家族の成員がそれぞれ役割をもち、協力して家業にいそんでいたのもBさんにとって幸せなことだった。

このように多様な要素が複合した生業は、逸失利益や資産の賠償で償いきれるものではない。また、避難先で同じ営みを再開することは不可能であろう。

## 2.7 「マイナー・サブシステム」論が示唆するもの

被害地域の住民（避難者を含む）に震災前の暮らしを聞くと、一見レクリエーションや遊びのように思われるキノコや山菜採り、川魚釣り、狩猟など自然資源採取の活動が広く行われてきたことに気づく。これらも単なる遊びなどではなく、実は複合的・多面的な意味をもつ活動として、文化人類学、民俗学、環境研究などの分野で注目されてきた。こうした採取活動は、

食料調達などの役割もあるが、主たる収入源ではないため「マイナー・サブシステム」（副次的生業）と呼ばれる。その複合的・多面的な意味とは、レクリエーションや食料採取以外に、自然体験による環境学習、自然に対する伝統的知識の継承、宗教的側面など多様である。

川内村のキノコ採取に関する調査によれば、「マイナー・サブシステム」が社会関係の円滑化にも寄与していたことがわかる。震災前は、収穫の大半が「お裾分け」として他者に贈与されており、そうした成果の共有があったために、キノコ採りの名人は周囲から高く評価され、それが「誇りの源泉」にもなっていた。しかし、原発事故による環境汚染はその営みを破壊した。汚染の恐れがあるキノコを他者に与えることは、人びとの間に混乱や対立を引き起こし、社会関係をむしろ悪化させる行為となった。キノコ採取を続ける人たちは、「おかしなことをする人」とみられるようになってしまったのである（金子，2015，117頁）<sup>11)</sup>。

「マイナー・サブシステム」論は、地域における生産・生活の諸条件を個別の要素に分解して、損害を金銭評価する方法では、地域社会の暮らしを捉えきれないことを教えてくれる。だが「マイナー・サブシステム」は、経済的な損害としてみても賠償の対象として認められにくい。収穫物が自家消費や贈与に回されて対価をとまわず、あるいは販売されたとしても証明書類が残されていないためである（金子，2015，113頁）。

## おわりに

本稿では、2017年3月以降に出された集団訴訟7判決の内容を検討するとともに、「ふるさとの喪失」被害の深刻な実態を踏まえて損害評価を行う必要があることを論じてきた。原発事故の被害はいまだ収束しておらず、政府が定める復興期間の10年で問題が解決しないのは明らかだ。集団訴訟の取り組みが復興政策の転換につながるのか、今後の展開が注目される。

震災9年目が近づくなかで、被害の過小評価と「風化」をくいとめるためにも、今回の事故を「福島の問題」に封じ込めず、多くの市民が「私たちの問題」とあらためて捉えなおす必要がある。これまで国内でも、人形峠ウラン鉱害や東海村JCO事故など、放射能汚染や原子力事故がくりかえされてきた。そうした他地域の経験にも学んで、将来に向けた教訓を導き出していくことが強く求められる（藤川・除本編著，2018）。

## 付記

本稿は、次の研究による成果の一部である。科研費基盤研究（C）17K00694（研究代表者：除本理史・大阪市立大学）、科研費基盤研究（B）18H00809（研究代表者：下山憲治・名古屋大学）、科研費基盤研究（B）16H03759（研究代表者：土井妙子・金沢大学）。

なお脱稿後、1.2項の最後で述べた課題に関して、『環境と公害』第48巻第3号（2019年1月）に、特集「ふるさと喪失の被害実態と損害評価」が掲載された。寄稿者は筆者（特集解題）のほか、黒田由彦、関礼子、成元哲、大森正之である。



## 注

- 1) 集団訴訟の全体像については、吉村ほか編（2018, 326-334 頁）など参照。
- 2) 本稿は既発表の拙論（除本, 2018a, b）をもとに加筆を施したものである。なお、筆者の見解の発展過程については、吉村良一によるまとめがある（吉村, 2018）。
- 3) いずれも控訴により審理の場は高裁に移る。7 判決については、吉村ほか編（2018）所収の各論稿も参照。今後も判決が予定されているため、本稿の記述は 2018 年 11 月時点の評価であることをお断りしておきたい。
- 4) 吉村良一は、「ふるさと喪失の慰謝料」が精神的苦痛に対する狭義の慰謝料にとどまらないことを明確にするため、「ふるさと喪失損害」と呼ぶべきだと提案している（吉村, 2018）。吉村の趣旨に異論はないが、筆者はこれまで多くの論稿で「ふるさと喪失の慰謝料」という呼称を採用しており、関係の研究者等の間でも定着してきているため、ここでは「ふるさと喪失損害」と呼ぶことはしなかった。ただし、呼称はともかく、その指示している内容は同じである。
- 5) 地域が「自治の単位」であることについては、中村（2004, 61 頁）参照。なお、コミュニティなどの社会関係は、生産・生活の諸条件をつくりあげる主体的条件であるとともに、そのプロセスを通じて人間関係の厚みが形成されるという両面がある。
- 6) 「絶対的損失」については、宮本（2007, 119-122 頁）参照。
- 7) 判決は『判例時報』第 2237 号所収。
- 8) 若林三奈は、「地域コミュニティの喪失が、『純粋な精神的苦痛』という狭義の慰謝料を超える固有の価値喪失（非財産的損害）〔環境・歴史・文化〕をもち、場合によっては併せて経済的損失（財産的損害）をも観念できる」としている（若林, 2018b, 19 頁）。
- 9) 筆者も、諸要素の「一体性」としてこの点を強調してきた（除本, 2016, 32-35 頁）。また、大森正之も、各種の資本/資源が一体となって作動することを重視している（大森, 2016）。なお、包括的・総合的な損害把握と、個別要素の損害評価や後述する慰謝料の項目化とは、矛盾するものではない。
- 10) 聞き取り調査は 2017 年 1 月 10 日にいわき市で行った。
- 11) なお、名人がキノコをたくさん採るのは、密集して生えている「シロ」を知っているためであり、どここの山でも同じ採取活動が可能となるわけではない（金子, 2015, 114 頁）。

## 参考文献

- 淡路剛久（2015）『『包括的生活利益』の侵害と損害』淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社, 11-27 頁。
- ・寺西俊一・吉村良一・大久保規子編（2012）『公害環境訴訟の新たな展開——権利救済から政策形成へ』日本評論社。
- 飯館村史編纂委員会編（1979）『飯館村史 第 1 巻 通史』飯館村。
- 磯野弥生（2015）「地域内自治とコミュニティの権利——3.11 東日本大震災と住民・コミュニティの権利」『現代法学』第 28 号, 243-262 頁。
- 大森正之（2016）「原発事故被災地域の被害・救済・復興」植田和弘編『被害・費用の包括的把握（大震災に学ぶ社会科学 第 5 巻）』東洋経済新報社, 81-118 頁。
- 金子祥之（2015）「原子力災害による山野の汚染と帰村後もつづく地元の被害——マイナー・サブシステムの視点から」『環境社会学研究』第 21 号, 106-121 頁。
- 千葉悦子・松野光伸（2012）『飯館村は負けない——土と人の未来のために』岩波新書。

- 中村剛治郎 (2004) 『地域政治経済学』有斐閣。
- 藤川賢・除本理史編著 (2018) 『放射能汚染はなぜくりかえされるのか——地域の経験をつなぐ』東信堂。
- 藤原遥・除本理史 (2018) 「福島復興政策を検証する——財政の特徴と住民帰還の現状」吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社, 264-277頁。
- 松野光伸 (2011) 「住民主体の地域づくりと『バラマキ行政』『丸投げ行政』——地区・集落を基盤とする計画づくりと事業展開」境野健児・松野光伸・千葉悦子編著『小さな自治体の大きな挑戦——飯舘村における地域づくり』八潮社, 77-92頁。
- 宮入興一 (2015) 「復興行財政の実態と課題——いま, 東日本大震災の復興行財政に問われているもの」『環境と公害』第45巻第2号, 2-7頁。
- 宮本憲一 (2007) 『環境経済学 (新版)』岩波書店。
- 山崎栄一 (2001) 「被災者支援の憲法政策——憲法政策論のための予備的作業」『六甲台論集 法学政治学篇』第48巻第1号, 97-169頁。
- (2013) 『自然災害と被災者支援』日本評論社。
- 除本理史 (2015) 「避難者の『ふるさと』の喪失は償われているか」淡路剛久・吉村良一・除本理史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社, 189-209頁。
- (2016) 『公害から福島を考える——地域の再生をめざして』岩波書店。
- (2018a) 「原発事故賠償をあらためて検証する——被害者集団訴訟の取り組みに着目して」『科学』第88巻第8号, 792-797頁。
- (2018b) 「福島原発事故による『ふるさと』の喪失をどう償うべきか——司法に問われる役割」『判例時報』第2375・2376合併号, 241-246頁。
- 吉村良一 (2012) 「原発事故被害の完全救済をめざして——『包括請求論』をてがかりに」馬奈木昭雄弁護士古希記念出版編集委員会編『勝つまでたたかう——馬奈木イズムの形成と発展』花伝社, 87-104頁。
- (2018) 「原発事故における『ふるさと喪失損害』の賠償」『立命館法学』第378号, 223-248頁。
- ・下山憲治・大坂恵里・除本理史編 (2018) 『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社。
- 若林三奈 (2018a) 「慰謝料算定における課題」吉村良一・下山憲治・大坂恵里・除本理史編『原発事故被害回復の法と政策』日本評論社, 70-87頁。
- (2018b) 「福島原発事故損害賠償訴訟における損害論の課題」『環境と公害』第48巻第2号, 15-20頁。
- Fujimoto, N. (2017) “Decontamination-intensive Reconstruction Policy in Fukushima under Governmental Budget Constraint”, in M. Yamakawa and D. Yamamoto, eds., *Unravelling the Fukushima Disaster*, Routledge, pp.106-119.



# Seven Decisions on Class Action Lawsuits by Nuclear Accident Victims and Damage Caused by “Loss of Hometown”

Masafumi Yokemoto

## Summary

A large amount of radioactive substances was released following the nuclear accident in Fukushima in March 2011, resulting in severe environmental contamination. Following the accident, the local administration functions of nine towns and villages were transferred to other municipalities, paralyzing socioeconomic functions over a wide area.

Many people lost their former occupations and livelihoods, as well as the conditions required to support these following large-scale evacuation. These conditions include all conditions required to engage in daily work and life, including private property such as homes or agricultural land built over many days and years, basic conditions such as infrastructure of all kinds, economic and social relationships, environments, and natural resources.

Evacuation orders began being rescinded in April 2014, with orders ultimately being rescinded for 32,000 people as of spring 2017. However, the outlook is not so bright for those returning home. Even if local administration functions are restored and populations flow back into local areas to engage in work such as decommissioning or decontaminating the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, the community will not be restored to what it was prior to the accident if local residents are replaced. If the majority of local residents are forced to evacuate due to a nuclear accident, it will be extremely difficult to restore regional society to its original state.

The damage caused by “loss of hometown” is extremely serious, and therefore, is a crucial point at issue in class action lawsuits filed by nuclear accident victims in regions all over Japan.

During a roughly one-year period beginning in March 2017, seven decisions from district courts were handed down for these class action lawsuits. In all of these decisions, the courts independently decided to recognize damages outside the guidelines for reparations established by the national Dispute Reconciliation Committee for Nuclear Damage Compensation. The Chiba District Court (September 2017), Tokyo District Court (February 2018), and the Iwaki Branch of the Fukushima District Court (March 2018) all recognized damage caused by “loss of hometown” and ordered reparations to be paid.

However, damages have not been sufficiently evaluated. The amounts acknowledged for areas outside of those that received evacuation orders are especially low. The courts will need to evaluate damages with consideration as to how severe the actual damage is.